

下水道事業および農業集落排水処理施設 受益者分担金（加茂処理区）

1. 受益者分担金を納めていただく方は…

受益者分担金の納入義務者を「受益者」といいます。原則として、賦課対象区域内に建物を所有する方が対象となります。建物に何らかの権利（地上権等）が設定されている場合は、両者協議のうえ受益者を決めてください。

分担金の賦課決定後に、土地・家屋の売買や相続、賃借等により受益者に変更がある場合は、その事実が発生した日から2週間以内に、必ず「受益者変更申請書」を提出してください。

土地所有者の登記変更だけでは、受益者を変更できません。

2. ご負担金額は…

（単位：円）

		基本額	加算額
生活世帯	1受益 1戸当たり	300,000	100,000
	集合住宅 1戸当たり	300,000	100,000
	1世帯増す毎に	100,000	50,000
生活世帯以外の施設 および事業所等	事業所	300,000	100,000
	集合事業所 1戸当たり	300,000	100,000
	1世帯増す毎に	100,000	50,000

加算額は、供用開始告示後3年以降の加入世帯、事業所に適用されます。

3. 納めていただく時期は…

下水道接続時に、原則一回で全額を納めていただきます。

4. 分担金の徴収猶予と減免とは…

受益者分担金は下水道が整備された区域内で一律に賦課されますが、建物の用途や状況により徴収猶予や負担金額が減免される場合があります。

徴収猶予とは… 分担金は賦課されるが、猶予対象に該当する場合は、徴収時期を一定期間延期できます。

分担金猶予申請書を提出のこと。（例 災害や盗難、その他の事故によるもの。罹災証明を添付。）

減免とは… 分担金が、一定割合で減額されます。（例 自治会が所有する集会所、消防団が管理する施設等）

5. 排水設備接続補助金

下水道への早期接続者に対し、排水設備接続補助金を交付します。（加茂処理区 平成23年度まで）

申請時期	排水設備工事の確認申請と同時に、排水設備接続補助金交付申請書を申請。	
補助対象者	供用開始後2年以内に、排水設備工事を行うもの。（専用住宅のみ） ただし、別荘等や販売・賃貸等営利を目的とした専用住宅等は交付されません	
交付時期	受益者分担金納付後。（支払は、現地完成後）	
補助金額	供用開始後1年以内：5万円	供用開始後2年以内：3万円



詳しくは下記までお問い合わせください。

津山市 都市建設部 下水道課

〒708-8501 岡山県津山市山北520番地 Tel: 0868-32-2100(直通) Fax: 0868-32-2156